

平成24年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する  
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果  
(滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成24年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）は以下のとおりであった。

【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
  - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合
    - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。
    - ※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象となっている。
  - ・ 養護者による高齢者虐待の場合
    - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
  
- ◎ 今回の調査から調査票が変更されたが、これまでの調査との比較のため、この調査結果における「相談・通報件数」は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間に、各市町で、新たに相談または通報として受理した事例を原則として集計対象とする。
  
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
  - ・ 調査結果における比率（％）の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。
  - ・ 以下の各表には、平成20年度から23年度の調査結果の数値を参考として示している。

## 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 地域包括支援センター</li> </ul> <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業</li> <li>・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業</li> </ul> <p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</li> </ul>
---

### (1) 相談・通報件数（表1-1）

平成24年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、13件であった。

表1-1 相談・通報件数

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H24年度内に通報・相談等を受理した事例	13	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0	5	100.0
合計	13	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0	5	100.0

### (2) 相談・通報者（表1-2）

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」2件、「当該施設・事業所元職員」1件、「都道府県から連絡」1件、「その他」で8件、「不明（匿名を含む）」2件であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数13件とは一致しない。

表1-2 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
		H24年度	人		2		1				1	8
	%		14.3		7.1				7.1	57.1	14.3	—
H23年度	人			1	1		1		1	1		5
	%			20.0	20.0		20.0		20.0	20.0		—
H22年度	人		1				1					2
	%		50.0				50.0					—
H21年度	人			1								1
	%			100.0								—
H20年度	人	1	1	1					1		1	5
	%	20.0	20.0	20.0					20.0		20.0	—

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

### (3) 事実確認調査の状況 (表2)

相談・通報件数 13 件のうち、9 件については、事実確認調査が行われ、その結果虐待の事実が認められなかった。

4 件については、虐待の事実の判断に至らなかった事例であった。

表2 事実確認調査の状況 (件)

	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報総数	13	5	2	1	5
事実確認調査を行った事例	13	5	1	1	4
虐待の事実が認められた事例					2
虐待の事実が認められなかった事例	9	2	1	1	2
虐待の事実の判断に至らなかった事例	4	3			
事実確認調査を行っていない事例			1		1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例					
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例			1		
都道府県へ事実確認調査を依頼					
その他					1

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### (1) 相談・通報件数 (表3-1)

平成 24 年度、県内の 19 市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、490 件であった。

表3-1 相談・通報件数

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
H24年度内に通報・相談等を受理した事例	490	70.3	519	100.0	484	100.0	460	100.0	365	100.0	
H24年度以前に通報等を受理し、事実確認調査がH24年度となった事例	30	4.3									
H24年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応がH24年度となった事例	177	25.4	調査なし								
合計	697	100.0									

### (2) 相談・通報者 (表3-2)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 258 人 (46.2%) と最も多く、次いで「その他」が 60 人 (10.7%)、「当該市町行政職員」が 49 人 (8.8%)、「被虐待者本人」が 44 人 (7.9%)、「家族・親族」が 43 人 (7.7%)、「民生委員」が 38 人 (6.8%) であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数490件とは一致しない。

表3-2 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
H24年度	人	222	36	17	38	44	43	22	49	25	60	3	559
	%	39.7	6.4	3.0	6.8	7.9	7.7	3.9	8.8	4.5	10.7	0.5	—
H23年度	人	265		12	32	38	50	4	47	10	64		522
	%	50.8		2.3	6.1	7.3	9.6	0.8	9.0	1.9	12.3		—
H22年度	人	260		15	31	33	48	4	40	5	56		492
	%	52.8		3.0	6.3	6.7	9.8	0.8	8.1	1.0	11.4		—
H21年度	人	260		10	44	32	33	8	32	4	41	1	465
	%	55.9		2.2	9.5	6.9	7.1	1.7	6.9	0.9	8.8	0.2	—
H20年度	人	187		18	45	19	29		30	2	37	4	371
	%	50.4		4.9	12.1	5.1	7.8	0.0	8.1	0.5	10.0	1.1	—

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況(表4-1)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が510件、「事実確認調査を行っていない事例」が10件であった。

「事実確認調査を行った事例」510件のうち509件について「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が402件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が107件であった。また、「立入調査により事実確認調査を行った事例」については1件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」10件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が3件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が7件であった。

※ 「事実確認調査の状況」の対象件数は520件であるが、この中には相談・通報が平成24年度以前にあり、その事実確認の対応が平成24年度中に実施された事例の件数が含まれているため、(1)の相談・通報件数490件とは一致しない。

表4-1 事実確認調査の状況

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	520	100.0	524	100.0	510	100.0	478	100.0	381	100.0
事実確認調査を行った事例	510	98.1	513	97.9	487	95.5	461	96.4	363	95.3
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	509	97.9	509	97.1	487	95.5	459	96.0	363	95.3
訪問調査により事実確認調査を行った事例	402	77.3	407	77.7	348	68.2	314	65.7	222	58.3
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	107	20.6	102	19.5	139	27.3	145	30.3	141	37.0
立入調査により事実確認調査を行った事例	1	0.2	1	0.2		0.0	2	0.4		
(立入調査のうち)警察が同行した事例	1	0.2	1	0.2		0.0	1	0.2		
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例										
事実確認調査を行っていない事例	10	1.9	14	2.7	23	4.5	17	3.6	18	4.7
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	3	0.6	8	1.5	8	1.6	11	2.3	12	3.1
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	7	1.3	6	1.1	15	2.9	6	1.3	6	1.6

#### (4) 事実確認調査の結果 (表4-2)

「事実確認調査を行った事例」510件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）」の総数は、298件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は63件、「虐待の判断に至らなかった事例」は149件であった。

表4-2 事実確認調査の結果

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	520	100.0	524	100.0	510	100.0	478	100.0	381	100.0
事実確認調査を行った事例	510	98.1	513	97.9	487	95.5	461	96.4	363	95.3
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	298	57.3	342	65.3	337	66.1	308	64.4	260	68.2
虐待でないと判断した事例	63	12.1	89	17.0	83	16.3	63	13.2	67	17.6
虐待の判断にいたらなかった事例	149	28.7	82	15.6	67	13.1	90	18.8	36	9.4

以下、虐待判断事例の総数298件（実人数306人）について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※ 1件の事例に対し、非虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数298件に対し、非虐待者の総数は306人であった。

#### (5) 虐待の種別・類型 (表5-1)

「身体的虐待」が180件（60.4%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が135件（45.3%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が91件（30.5%）、「経済的虐待」が56件（18.8%）であった。

※ 1件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数298件とは一致しない。

表5-1 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H24年度	件数	180	91	135	1	56	463
	%	60.4	30.5	45.3	0.3	18.8	—
H23年度	件数	205	106	145	1	73	530
	%	59.9	31.0	42.4	0.3	21.3	—
H22年度	件数	206	106	159	1	81	553
	%	61.1	31.5	47.2	0.3	24.0	—
H21年度	件数	183	96	134		70	483
	%	59.4	31.2	43.5		22.7	—
H20年度	件数	159	80	96	2	48	385
	%	61.2	30.8	36.9	0.8	18.5	—

(注) %は虐待判断事例の総数298件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

#### (6) 虐待の深刻度 (表5-2)

虐待判断事例の実人数306人について、5段階による虐待の深刻度では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は30人（9.8%）であった。

※ 虐待の深刻度は、被虐待者がもっとも深刻な時点でどの程度の被害をうけていたか、回答自治体が判断できる範囲でもっとも当てはまると考えられる選択肢を選んだもの。

今回調査が初めてであり、過去の調査結果数値はなし。

表5-2 虐待の深刻度

		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
H24年度	人数	30	24	104	62	86	306
	%	9.8	7.8	34.0	20.3	28.1	100.0
H23年度	人数	調査なし					
	%	調査なし					

(7) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表6)

虐待判断事例の実人数 306 人について、性別では、「女性」が 234 人 (76.5%)、「男性」が 72 人 (23.5%) と、「女性」が被虐待者の 7 割以上を占めていた。

表6 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H24年度	人	72	234		306
	%	23.5	76.5		100.0
H23年度	人	83	259		342
	%	24.3	75.7		100.0
H22年度	人	99	238		337
	%	29.4	70.6		100.0
H21年度	人	75	234		309
	%	24.3	75.7		100.0
H20年度	人	54	206		260
	%	20.8	79.2		100.0

イ. 被虐待者の年齢階層 (表7)

年齢階層別では、「80～84歳」が 83 人 (27.1%) と最も多く、次いで「85～89歳」が 63 人 (20.6%)、「75～79歳」が 62 人 (20.3%) であった。また、「90歳以上」は 43 人 (14.1%) であり、これら 4 つの年齢階層を合わせると 251 人 (82.0%) であり、被虐待者の 8 割以上が 75 歳以上であった。

表7 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H24年度	人	23	32	62	83	63	43	0	306
	%	7.5	10.5	20.3	27.1	20.6	14.1	0.0	100.0
H23年度	人	30	38	81	69	77	41	6	342
	%	8.8	11.1	23.7	20.2	22.5	12.0	1.8	100.0
H22年度	人	29	43	76	68	79	38	4	337
	%	8.6	12.8	22.6	20.2	23.4	11.3	1.2	100.0
H21年度	人	20	43	62	82	60	40	2	309
	%	6.5	13.9	20.1	26.5	19.4	12.9	0.6	100.0
H20年度	人	30	38	46	66	52	24	4	260
	%	11.5	14.6	17.7	25.4	20.0	9.2	1.5	100.0

### ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 8）

「認定済み」が 238 人（77.8%）であり、全体の約 8 割近くが介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、57 人（18.6%）であった。

表 8 被虐待者の介護保険申請状況

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
未申請	57	18.6	56	16.4	62	18.4	47	15.2	52	20.0
申請中	7	2.3	13	3.8	5	1.5	3	1.0	1	0.4
認定済み	238	77.8	273	79.8	270	80.1	256	82.8	203	78.1
認定非該当(自立)	3	1.0					3	1.0	4	1.5
不明	1	0.3								
合計	306	100.0	342	100.0	337	100.0	309	100.0	260	100.0

### エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表 9）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 8）中において、「認定済み」であった者 238 人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要支援 1～要介護 3」が 179 人（75.2%）であり、要介護 3 以下の者が 7 割以上であった。

表 9 要支援・要介護状態区分

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
要支援 1	9	3.8	9	3.3	9	3.3	14	5.5	12	5.9
要支援 2	10	4.2	10	3.7	14	5.2	14	5.5	11	5.4
要介護 1	46	19.3	42	15.4	69	25.6	59	23.0	43	21.2
要介護 2	58	24.4	63	23.1	61	22.6	47	18.4	39	19.2
要介護 3	56	23.5	78	28.6	57	21.1	64	25.0	56	27.6
(要支援 1～要介護 3 小計)	(179)	(75.2)	(202)	(74.0)	(210)	(77.8)	(198)	(77.3)	(161)	(79.3)
要介護 4	40	16.8	53	19.4	35	13.0	39	15.2	28	13.8
要介護 5	18	7.6	18	6.6	25	9.3	19	7.4	14	6.9
不明	1	0.4								
合計	238	100.0	273	100.0	270	100.0	256	100.0	203	100.0

### オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表 10）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 238 人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が 186 人（78.2%）であり、8 割近くが認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表 10 認知症日常生活自立度

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自立または認知症なし	19	8.0	20	7.3	28	10.4	33	12.9	24	11.8
自立度Ⅰ	30	12.6	35	12.8	34	12.6	37	14.5	25	12.3
自立度Ⅱ	81	34.0	113	41.4	98	36.3	73	28.5	71	35.0
自立度Ⅲ	82	34.5	79	28.9	86	31.9	89	34.8	62	30.5
自立度Ⅳ	16	6.7	17	6.2	21	7.8	17	6.6	9	4.4
自立度Ⅴ	5	2.1	4	1.5	3	1.1	7	2.7	3	1.5
認知症あるが自立度不明	2	0.8							5	2.5
自立度Ⅱ以上(再掲)	(186)	(78.2)	(213)	(78.0)	(208)	(77.0)	(186)	(72.7)	(150)	(73.9)
認知症の有無が不明	3	1.3	5	1.8					4	2.0
合計	238	100.0	273	100.0	270	100.0	256	100.0	203	100.0

(注)「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

### カ. 虐待者との同居・別居（表11）

虐待判断事例の実人数 306 人について、「虐待者と同居」が 274 人（89.5%）であり、9 割近くが虐待者と同居している状態であった。

表11 虐待者と同居・別居

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
虐待者と同居	274	89.5	304	88.9	294	87.2	278	90.3	237	91.2
（虐待者とのみ同居）	123	40.2	調査なし							
（虐待者及び他家族と同居）	151	49.3	調査なし							
虐待者と別居	30	9.8	28	8.2	40	11.9	22	7.1	23	8.8
その他	2	0.7	7	2.0	3	0.9	8	2.6		
不明			3	0.9						
合計	306	100.0	342	100.0	337	100.0	308	100.0	260	100.0

### キ. 世帯構成（表12）

虐待判断事例の実人数 306 人について、「子夫婦と同居」が 94 人（30.7%）と最も多く、「未婚の子と同居」の 69 人（22.5%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」の 32 人（10.5%）とを合わせると 195 人（63.7%）であり、6 割以上が「子と同居」であった。ただし、その他②、③のなかにも、子と同居しているケースが含まれている場合がある。

表12 世帯構成

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
単身世帯	22	7.2	20	5.8	32	9.5	16	5.2	19	7.3
夫婦二世帯	52	17.0	51	14.9	47	13.9	38	12.3	34	13.1
未婚の子と同居	69	22.5	120	35.1	90	26.7	82	26.6	70	26.9
子夫婦と同居	94	30.7	117	34.2	145	43.0	141	45.8	115	44.2
配偶者と離別・死別等した子と同居	32	10.5								
その他①	18	5.9								
その他②	6	2.0	31	9.1	23	6.8	31	10.1	22	8.5
その他③	13	4.2								
不明			3	0.9						
合計	306	100.0	342	100.0	337	100.0	308	100.0	260	100.0

※ その他①…その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）  
 その他②…非親族と同居（2人以上の世帯員からなる世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）  
 その他③…その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合）

### ク. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表13）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 126 人（37.1%）と最も多く、次いで「夫」と「娘」が同数で 58 人（17.1%）、「息子の配偶者(嫁)」が 31 人（9.1%）の順であった。  
 ※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 298 件に対し、虐待者の総数は 340 人であった。

表13 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
H24年度	人 58	30	126	58	31	5	7	14	11		340
	% 17.1	8.8	37.1	17.1	9.1	1.5	2.1	4.1	3.2		100.0
H23年度	人 52	29	156	49	49	2	4	15	22		378
	% 13.8	7.7	41.3	13.0	13.0	0.5	1.1	4.0	5.8		100.0
H22年度	人 56	30	163	53	50	9	5	15	14		395
	% 14.2	7.6	41.3	13.4	12.7	2.3	1.3	3.8	3.5		100.0
H21年度	人 45	20	151	41	50	9	6	10	16		348
	% 12.9	5.7	43.4	11.8	14.4	2.6	1.7	2.9	4.6		100.0
H20年度	人 42	13	110	29	43	10	4	16	13	1	281
	% 14.9	4.6	39.1	10.3	15.3	3.6	1.4	5.7	4.6	0.4	100.0



## ケ. 虐待者の年齢（表 1 4）

虐待者の年齢は、「50歳未満」が88人（25.9%）と最も多かった。

表14 虐待者の年齢

		50歳未満	50-59歳	60-69歳	70歳以上	不明	合計	
H24年度	人	88	66	62	86	38	340	
	%	25.9	19.4	18.2	25.3	11.2	100.0	
H23年度	人	調査なし						
	%	調査なし						

## （8）虐待への対応策について

### ア. 分離の有無（表 1 5）

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が106人（21.9%）と、2割以上の事例で分離が行われていた。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、345人（71.4%）であった。

※ 「分離の有無」における合計人数の483人には、平成24年度末までに通報等を受理し、その対応策の実施が平成24年度に入ってから行われた事例が含まれていることから、平成24年度の虐待判断事例の総数306人とは一致しない。

表15 分離の有無

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	106	21.9	85	20.9	90	24.9	79	24.7	53	19.9
被虐待者と虐待者を分離していない事例	345	71.4	307	75.4	248	68.7	222	69.4	207	77.8
現在対応について検討・調整中の事例	8	1.7	3	0.7	11	3.0	4	1.3	4	1.5
その他	24	5.0	12	2.9	12	3.3	15	4.7	2	0.8
合計	483	100.0	407	100.0	361	100.0	320	100.0	266	100.0

### イ. 分離を行った事例の対応（表 1 6）

分離を行った事例106人における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が36人（34.0%）と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が34人（32.1%）であった。

なお、分離を行った事例106人のうち、面会の制限を行ったのは29人であった。

表16 分離を行った事例の対応

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
契約による介護保険サービスの利用	36	34.0	29	34.1	33	36.7	30	38.0	21	39.6
上記のうち面会の制限を行った事例	3	—	—	—	2	—	—	—	—	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	34	32.1	36	42.4	26	28.9	20	25.3	18	34.0
上記のうち面会の制限を行った事例	13	—	12	—	10	—	6	—	1	—
緊急一時保護	15	14.2	3	3.5	6	6.7	3	3.8	8	15.1
上記のうち面会の制限を行った事例	13	—	3	—	2	—	1	—	—	—
医療機関への一時入院	13	12.3	13	15.3	11	12.2	15	19.0	4	7.5
上記のうち面会の制限を行った事例	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	8	7.5	4	4.7	14	15.6	11	13.9	2	3.8
上記のうち面会の制限を行った事例	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	106	100.0	85	100.0	90	100.0	79	100.0	53	100.0
上記のうち面会の制限を行った事例	29	—	15	—	14	—	7	—	1	—

（注）%は分離を行った事例の総数106件に対する割合である。

#### ウ. 分離していない事例の対応（表17）

分離していない事例 345 人の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 206 人（59.7%）と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 128 人（37.1%）、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が 64 件（18.6 %）であった。

表17 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
養護者に対する助言・指導	206	59.7	180	58.6	122	49.2	114	51.4	95	45.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	12	3.5	8	2.6	1	0.4			7	3.4
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	64	18.6	57	18.6	32	12.9	32	14.4	25	12.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	128	37.1	101	32.9	84	33.9	71	32.0	75	36.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	18	5.2	15	4.9	17	6.9	15	6.8	17	8.2
その他の対応	58	16.8	14	4.6	54	21.8	58	26.1	28	13.5
経過観察（見守り）	44	12.8	39	15.7	30	12.1	31	14.0	25	12.1

（注）%は分離を行っていない事例の 345人に対する割合である。

#### エ. 権利擁護に関する対応（表18）

虐待への対応策として、成年後見制度の「利用開始済み」が 20 人、「利用手続き中」が 10 人であり、これらの合計 30 人のうち「市町長申し立てあり」は 16 人であった。

また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は 14 人であった。

表18 権利擁護に関する対応

	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
	人数	人数	人数	人数
①成年後見制度 利用開始済	20	8	4	6
②成年後見制度 利用手続き中	10	4	8	3
上記①②のうち市町長申立あり	16	2	4	2
③日常生活自立支援事業 利用開始	14	5	16	14

#### オ. 平成 24 年度末日での状況（表19）

「対応継続」となっているものが 183 人（37.9%）と最も多く、「一定の対応終了、経過観察継続」142 人（29.4%）を含めると、325 人（67.3%）が継続的な状況となっている。

表19 H24年度末日での状況

	H24年度		H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
対応継続	183	37.9								
一定の対応終了、経過観察継続	142	29.4	調査なし							
終結	158	32.7								
合計	483	100.0								

（注）H24年度末までに通報等を受理し、その対応策の実施がH24年度に入ってから行われた事例を含む

### 3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 24 年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表 20）

「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」および「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」が 18 市町（94.7%）、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」および「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」が 17 市町（89.5%）、「高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動」および「居宅介護サービス事業者に法について周知」が 16 市町（84.2%）であり、これらは実施率が高かった。

一方、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組」および「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が 9 市町（47.4%）であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては比較的实施率が低かった。

表 20 市町における体制整備等の実施状況

	H24年度末 (19市町)		H23年度末 (19市町)		H22年度末 (19市町)		H21年度末 (19市町)		H20年度末 (26市町)	
	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%
1 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (当該年度中の実施状況)	17	89.5	16	84.2	16	84.2	16	84.2	26	100.0
2 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	18	94.7	13	68.4	14	73.7	17	89.5	23	88.5
3 高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動	16	84.2	14	73.7	14	73.7	12	63.2	17	65.4
4 居宅介護サービス事業者に法について周知	16	84.2	16	84.2	14	73.7	15	78.9	19	73.1
5 介護保険施設に法について周知	12	63.2	9	47.4	10	52.6	9	47.4	9	34.6
6 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	18	94.7	18	94.7	16	84.2	14	73.7	18	69.2
7 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	12	63.2	15	78.9	12	63.2	9	47.4	12	46.2
8 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	12	63.2	12	63.2	13	68.4	10	52.6	10	38.5
9 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	9	47.4	9	47.4	11	57.9	9	47.4	9	34.6
10 成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	13	68.4	16	84.2	15	78.9	14	73.7	18	69.2
11 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	9	47.4	7	36.8	8	42.1	5	26.3	10	38.5
12 老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	13	68.4	12	63.2	13	68.4	12	63.2	11	42.3
13 虐待を行った養護者に対する相談、指導	17	89.5	17	89.5	18	94.7	17	89.5		
14 必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	15	78.9	17	89.5	15	78.9	16	84.2		